

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「法」という。）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第十四項の経済産業省令で定める金額）

第二条 法第二条第十四項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（創業関連保証に係る資金の要件）

第三条 法第三十三条第一項の創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者がその期間内に法第二条第十五項に掲げる創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

（認定支援機関）

第四条 経済産業大臣は、法第四十一条第四項の申請が次の各号に該当するものであると認められるときは、同条第一項の規定による認定を行うものとする。

- 一 法第四十一条第四項第三号に掲げる委員の候補者が法第四十二条第五項に掲げる職務を確実に遂行するため適切な者であること。

二 法第四十一条第四項第四号に掲げる事項が中小企業再生

支援指針に照らして適切なものであること。

2 法第四十一条第四項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局又は沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第四十一条第四項第四号ニの経済産業省令で定める事項は、中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りとする。

4 法第四十一条第五項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更
- 二 中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りの額の減少による変更
- 三 中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積りの額の百分の二十以内の増加による変更

（中小企業再生支援協議会）

第五条 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、様式第二による任命届出書を、その主たる事務所を管轄する経済産業局等の長を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員に変更があったときは、様式第三による変更届出書を、その主たる事務所を管轄する経済産業局等の長を経由して、経済産業

大臣に提出しなければならない。

（投資事業有限責任組合契約における純資産等の算定の方法）

第六条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第二十五条第一項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 純資産の額 第五号の資産の額から第四号の負債の額を控除して得た額
- 二 純損失の額 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第九十一条第二項の経常損失金額又は同令第九十四条第二項の当期純損失金額
- 三 欠損の額 会社計算規則第七十六条第二項第四号の利益剰余金（零を下回る者に限る。）の絶対値の額
- 四 負債の額 会社計算規則第七十三条第一項第二号の負債の部に計上した額の合計額（次号イの繰延税金資産等の額を控除する場合にあっては、当該合計額から同令第七十五

条第二項第一号チ(1)及び(2)の規定により流動負債の部に記載した繰延税金負債の額及び同令第七十五条第二項第二号二(1)及び(2)の規定により固定負債の部に記載した繰延税金負債の額を控除して得た額）

五 資産の額 次に掲げるいずれかの額

イ 会社計算規則第七十三条第一項第一号の資産の部に計上した額の合計額又は当該合計額から繰延税金資産等の額（同令第七十四条第三項第五号の繰延資産の額並びに同令第七十四条第三項第一号カ(1)及び(2)の規程により流動資産の部に記載した繰延税金の資産の額並びに同令第七十四条第三項第四号ニ(1)及び(2)の規定により固定負債の部に記載した繰延税金資産の額の合計額をいう。）を控除して得た額

ロ イに掲げるいずれかの資産の額から会社計算規則第七十六条第七項第一号のその他の有価証券評価差額金及び同項第三号の土地再評価差額金に計上した額を控除して得た額

附 則 （略）

様式第一（第4条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

法人の名称
住所
代表者の氏名

印

認 定 申 請 書

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第29条の2第1項の規定により、同条第2項に規定する認定支援機関としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請いたします。

（別添書類）

- 1 事務所の所在地
 - 2 中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者
 - 3 中小企業再生支援業務に関する事項
 - 一 中小企業再生支援業務の内容
 - 二 中小企業再生支援業務の実施体制
 - (1) 中小企業再生支援業務の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名
 - (2) その他の中小企業再生支援業務の実施体制に関する事項
 - 三 中小企業再生支援業務を行う地域
 - 四 中小企業再生支援業務に係る予算に関する見積り
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二（第5条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

認定支援機関の名称
住所
認定支援機関の長の氏名

印

中小企業再生支援協議会委員任命届出書

中小企業再生支援協議会委員を下記のとおり任命いたしましたので、経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

委員の氏名	職	業	所属及び地位

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第三 (第5条関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

認定支援機関の名称

住所

認定支援機関の長の氏名

印

中小企業再生支援協議会委員変更届出書

中小企業再生支援協議会委員を下記のとおり変更いたしましたので、経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 解任した委員の氏名等

委員の氏名	職	業	所属及び地位

2 新たに任命した委員の氏名等

委員の氏名	職	業	所属及び地位

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。